設置者の平均築年数別分布（公立小中学校）

約半数の自治体において、保有している公立小中学校施設の平均築年数が３０年を上回っている

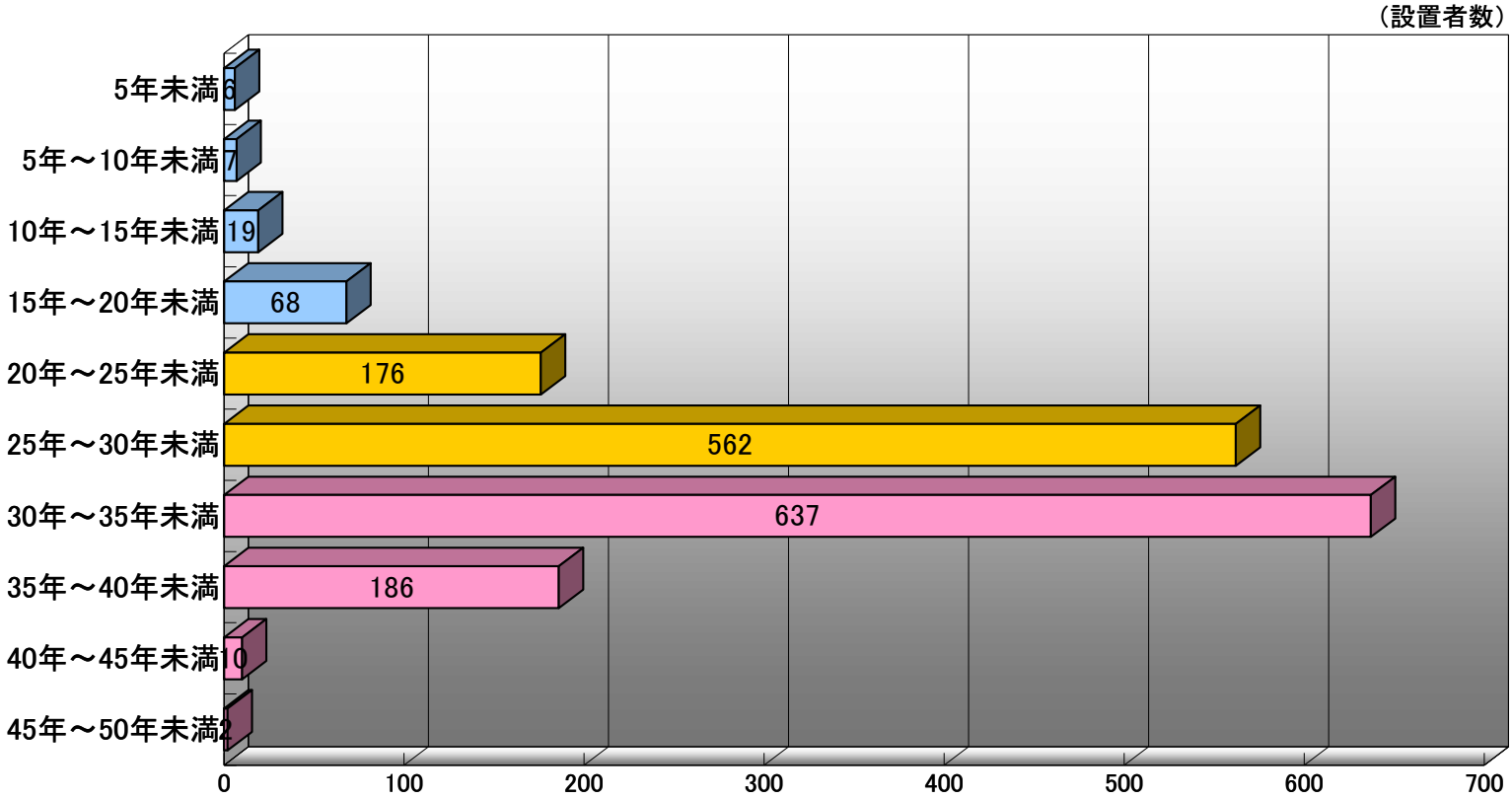

（公立学校施設実態調査を元に作成）

経年別保有面積（公立小中学校・都道府県別）

東京都や大阪府、愛知県などの大都市圏は築３０年以上の施設の保有割合が高い傾向

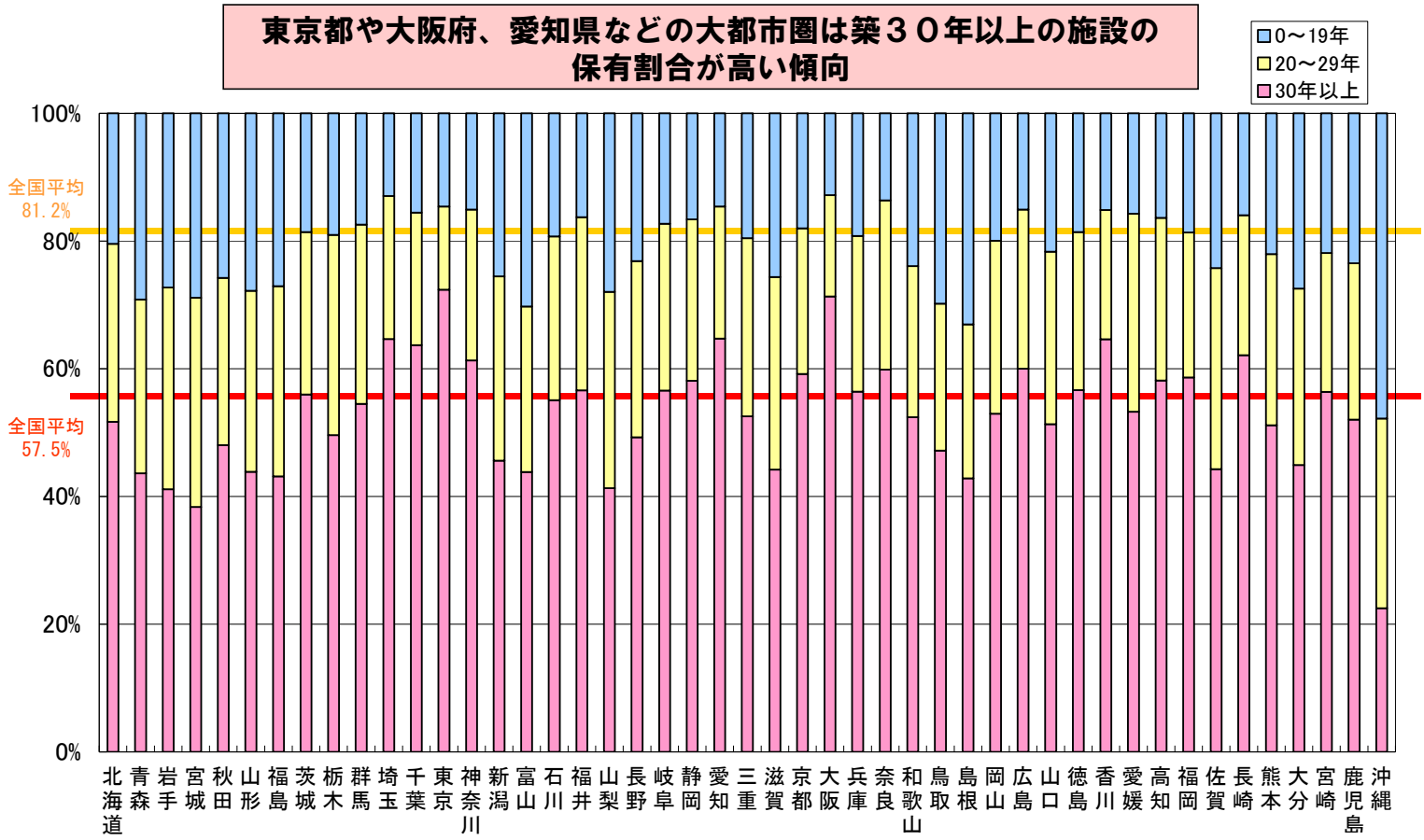

※　公立学校施設実態調査を元に作成
※　平成23年5月1日現在
（但し、岩手県・宮城県・福島県の数値は平成22年5月1日現在）

経年別保有面積（市町村の分類別）

政令指定都市、中核市及び特例市は、全国平均より老朽化した施設の保有割合がやや高い傾向

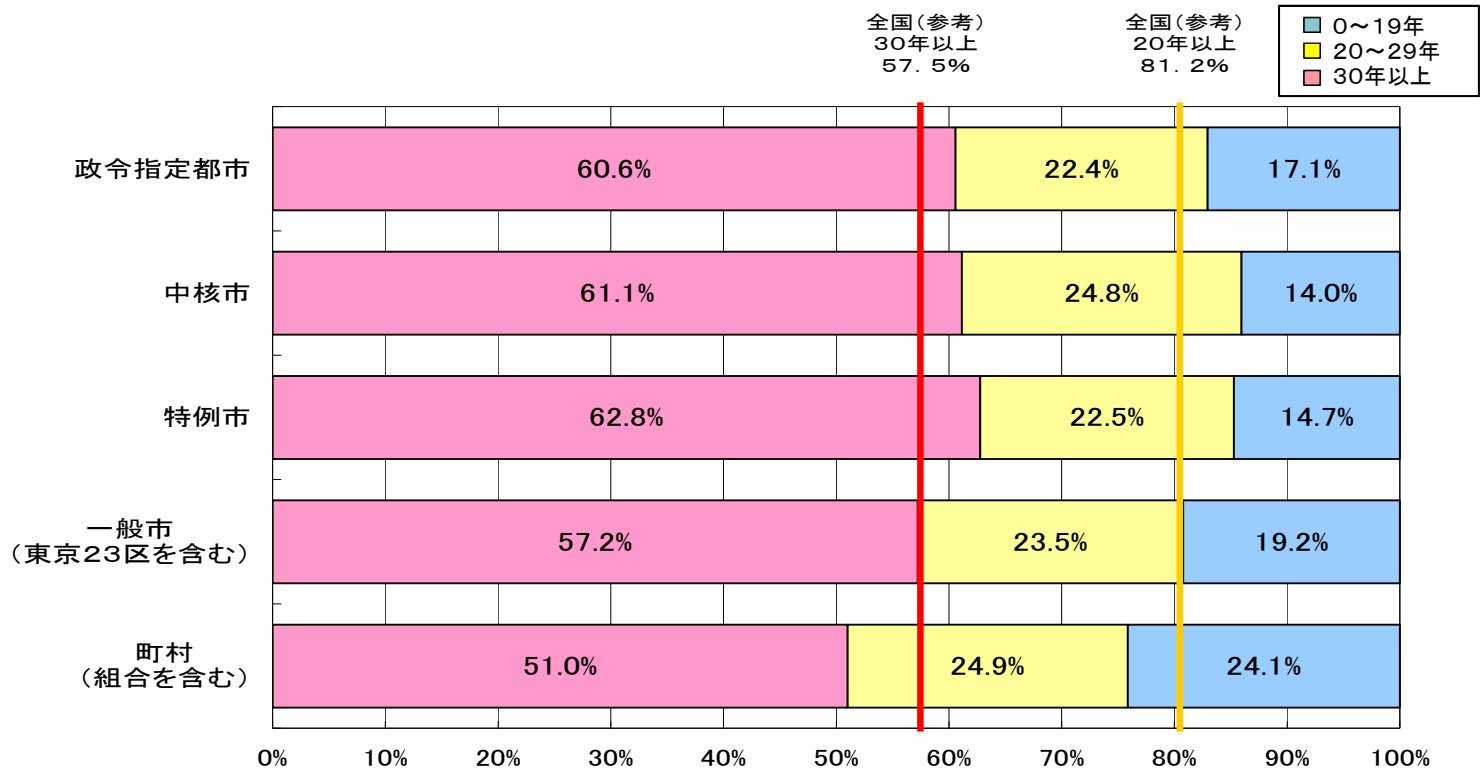

※　公立学校施設実態調査を元に作成
※　非木造かつ２００㎡超の建物を対象
※　岩手県、宮城県、福島県を除く

改築（建て替え）までの平均年数

鉄筋コンクリート造の施設の改築までの平均年数は約４２年であり、近年、改築までの年数が延びる傾向にある

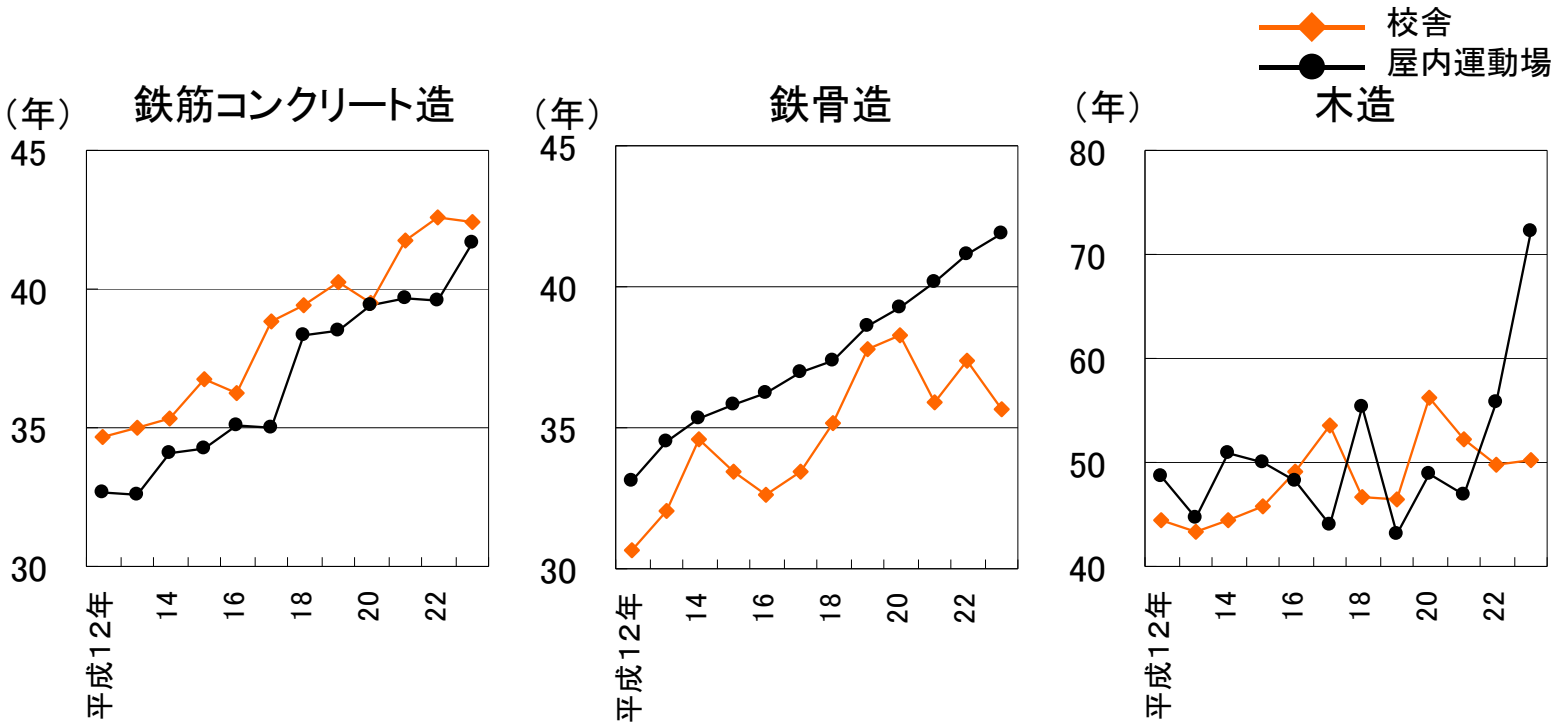

公立学校施設実態調査を元に作成
・　平成12～17年度は17年度調査、平成18～23年度は23年度調査から抽出
・　抽出条件：200㎡以上、稼動年数10年以上
※ 木造校舎や木造屋内運動場については、データの母数が少ないため、数値の変動が大きい

改築・大規模改造の事業件数の割合の推移

「大規模改造」の事業件数の割合が増加傾向

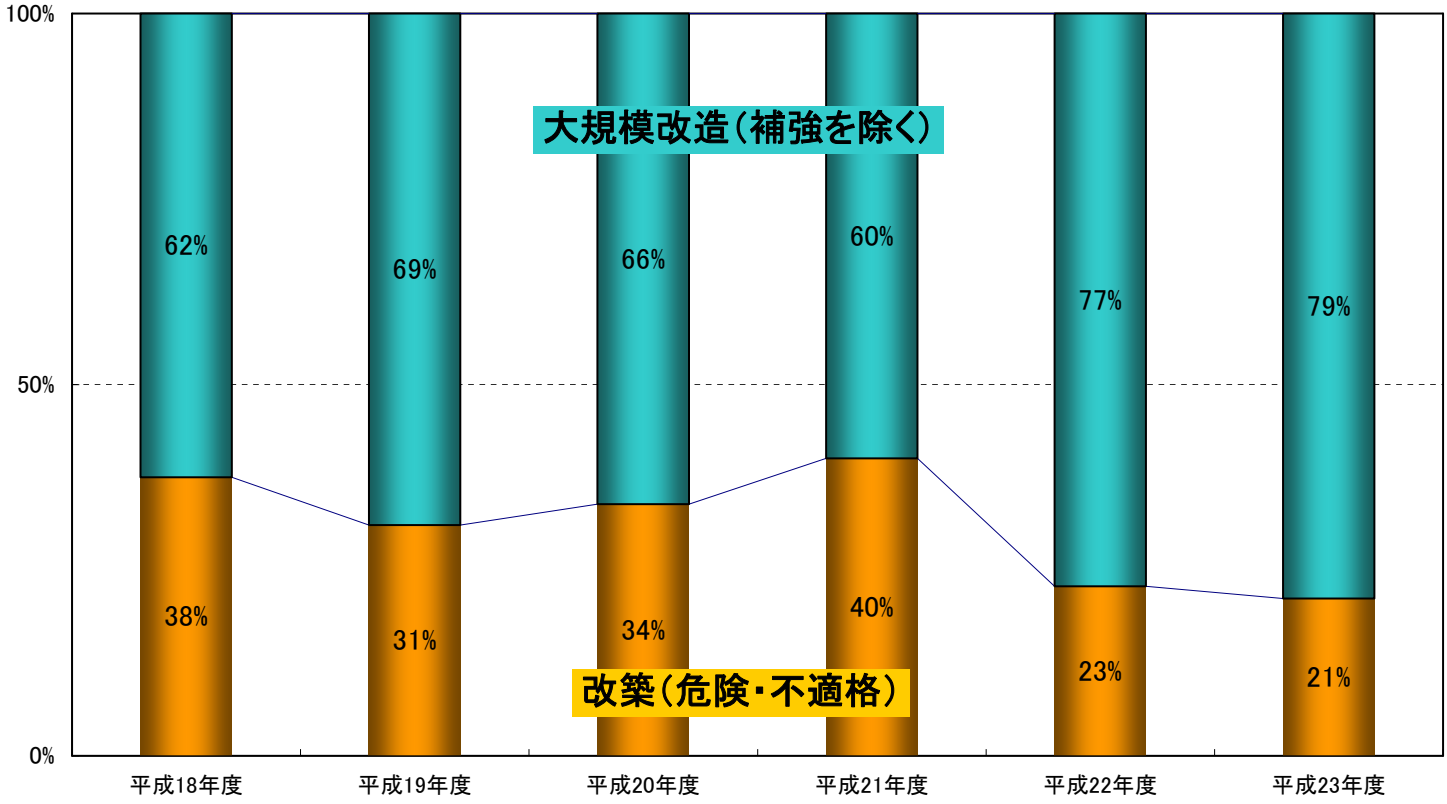

（公立学校施設整備事業による事業件数を元に作成）

公立小中学校の建築費・修繕費の推移

約２０～３０年前のピーク時に１兆２千億円を超えていた建築費は近年８千億円程度で推移
今後、ピーク時に建設された施設の更新需要が増加することが見込まれる

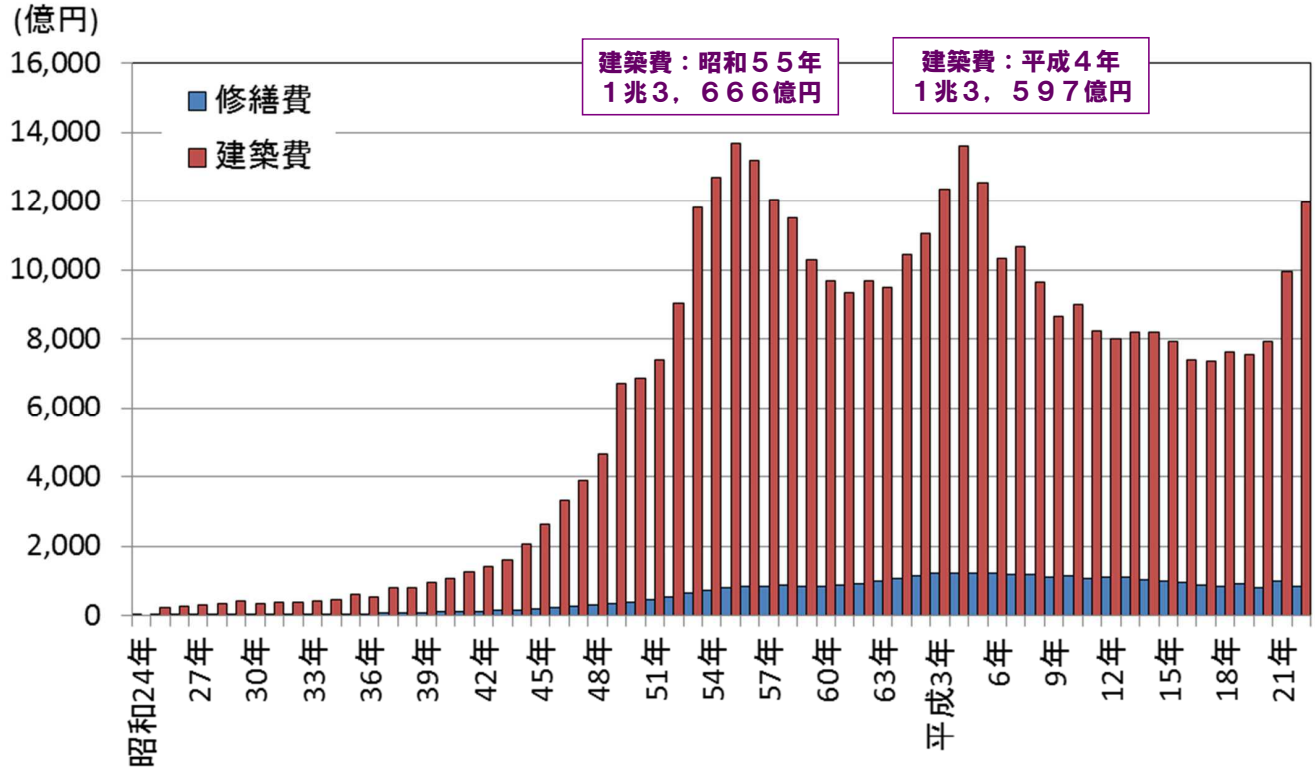

（地方教育費調査を元に作成）

経年別保有面積と修繕費の推移

経年３０年以上の施設の面積は増加しているが、修繕費は減少傾向

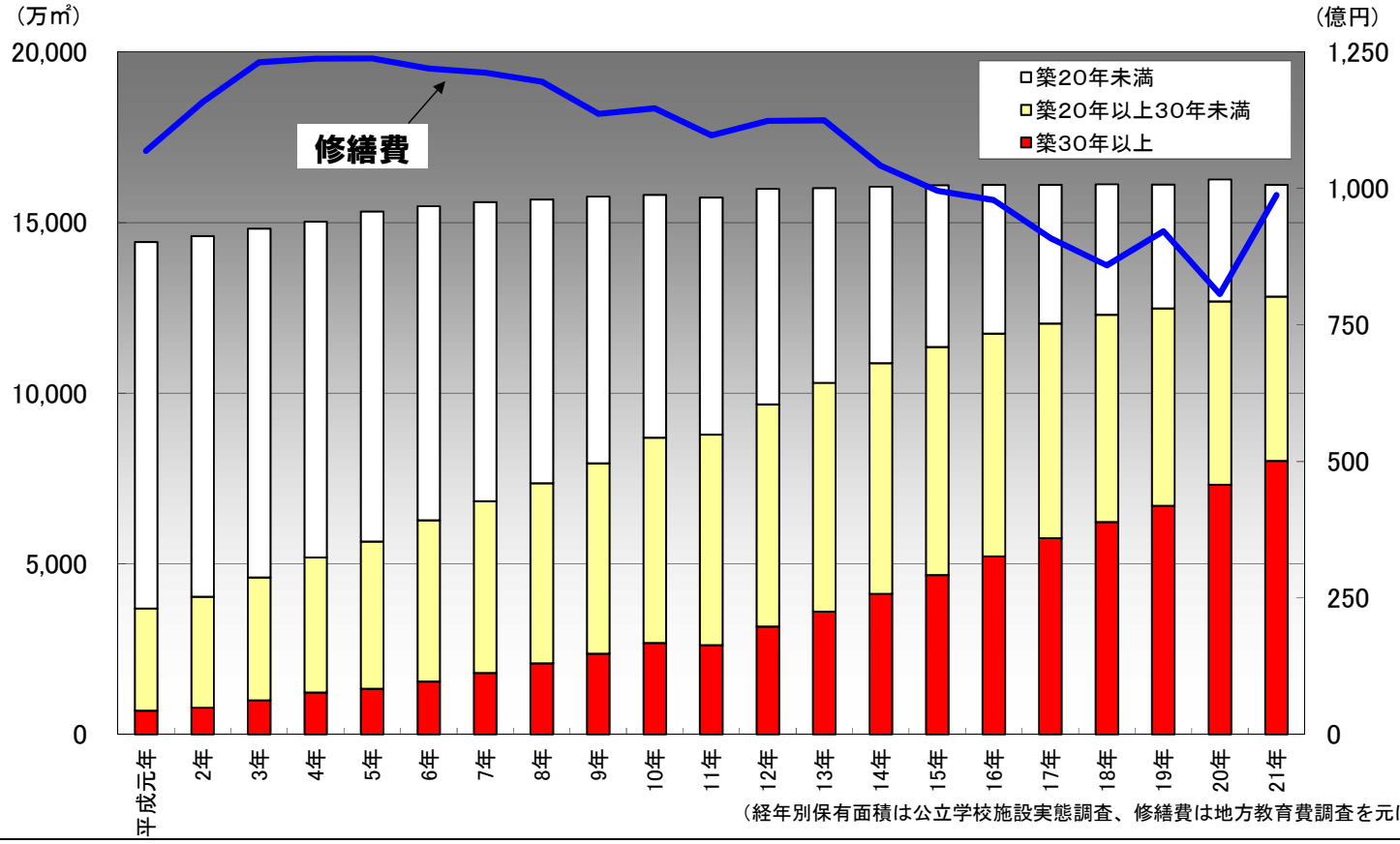

（経年別保有面積は公立学校施設実態調査、修繕費は地方教育費調査を元に作成）

施設整備基本方針と施設整備基本計画

公立学校施設整備に対する国庫補助

○負担金：校舎等の新増築

○交付金：校舎等の耐震補強、改築、
大規模改造等

施設整備基本方針と施設整備基本計画

○平成18年度に大きな制度改正。交付金化とともに、施設整備基本方針と施設整備基本計画を作成し、施設整備の目標を示す制度へ移行。

○平成18年度に初めて作成した施設整備基本方針の中で、作成後概ね5年をメドに見直すことを規定。平成23年5月に改正。

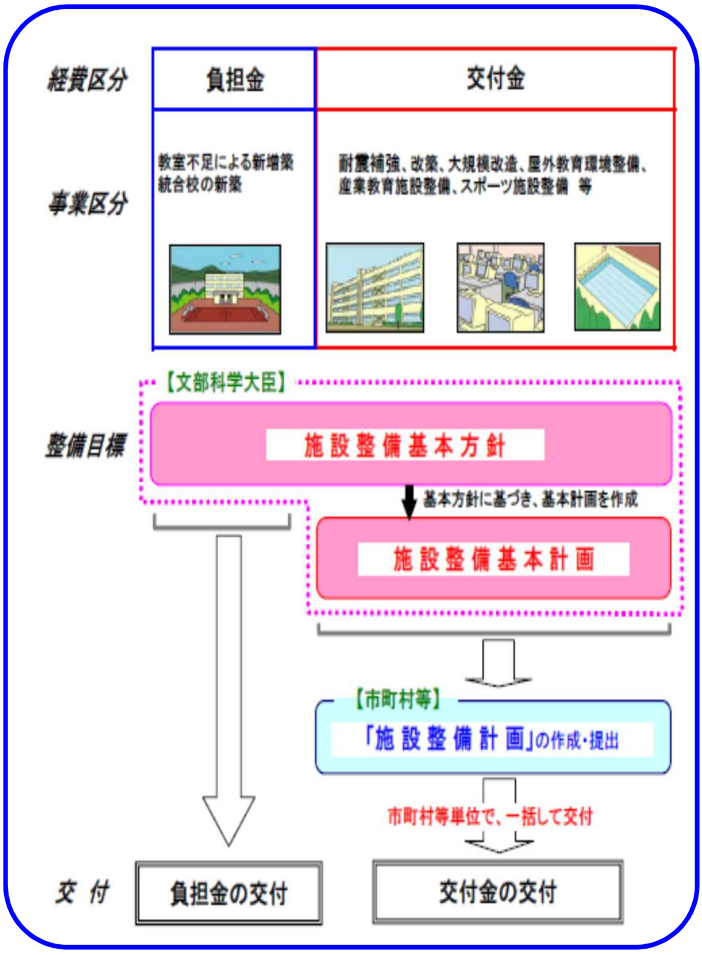

施設整備基本方針と施設整備基本計画の改正

施設整備基本方針の改正内容（H23．5．24文部科学省告示改正）

○ **耐震性の確保されていない公立学校施設について、**地震防災対策特別措置法が平成23年3月に改正され、公立学校施設の耐震化事業に対する国庫補助率の嵩上げ措置が平成27年度末まで延長されたことを踏まえ、**平成27年度までのできるだけ早い時期に、耐震化を完了させる**という目標を記載。

○ 耐震化に当たっては、建物自体のみならず、天井材や外装材等の**非構造部材の耐震化を推進**することを記載。

○ 地震等の災害発生時に応急避難場所として役割を果たすため、**防災機能の強化**することを記載。

○ 公立学校施設の老朽化が深刻になっており、児童生徒等の安全を守り、安心で豊かな教育環境を整備するためには、**老朽化対策を推進**することを記載。

○ 環境を考慮した学校施設である**エコスクール化の推進**や、**太陽光をはじめとした新エネルギーの導入や教育の情報化等の様々な社会的要請に適切に対応するための施設整備を推進**することや、**公民館等の社会教育施設や福祉施設との複合化等による施設整備を促進**することを記載。

施設整備基本計画の改正内容（H23．5．24文部科学省告示改正）

施設整備基本方針の改正内容を踏まえ、地方公共団体が作成する施設整備計画の目標達成のために必要な事業として、**「非構造部材の耐震化」「防災機能の強化」「老朽化した施設の再生」「太陽光発電等の環境を考慮した学校施設の整備」「校内LANの整備」**を明記。

公立学校施設整備費予算額の推移（平成５年度～平成２４年度）

区分	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
									《310》							《500》	《△131》	《978》	《1,627》	《730》
（億円）	(259)		(238)	(152)		(882)	(197)	(200)	(184)	(560)		(280)	(587)	(1,107)	(1,111)	(1,119)	(2,778)	(1,177)	(340)	(1,884)
予　算	2,732	2,497	2,478	2,092	1,878	1,731	1,638	1,610	1,619	1,402	1,452	1,311	1,221	1,039	1,042	1,051	1,051	1,032	805	1,246

（注）上段（　）書きは補正予算等で外数。（平成13年度、20年度及び21年度は中段が1次補正、上段が2次補正（21年度については執行停止額）。22年度及び24年度は中段が補正、上段が予備費。
平成23年度は中段が1次補正、上段が3次補正）。平成24年度予備費は経済危機対応・地域活性化予備費（149億円）と東日本大震災復興特別会計予備費（581億円）の合算。

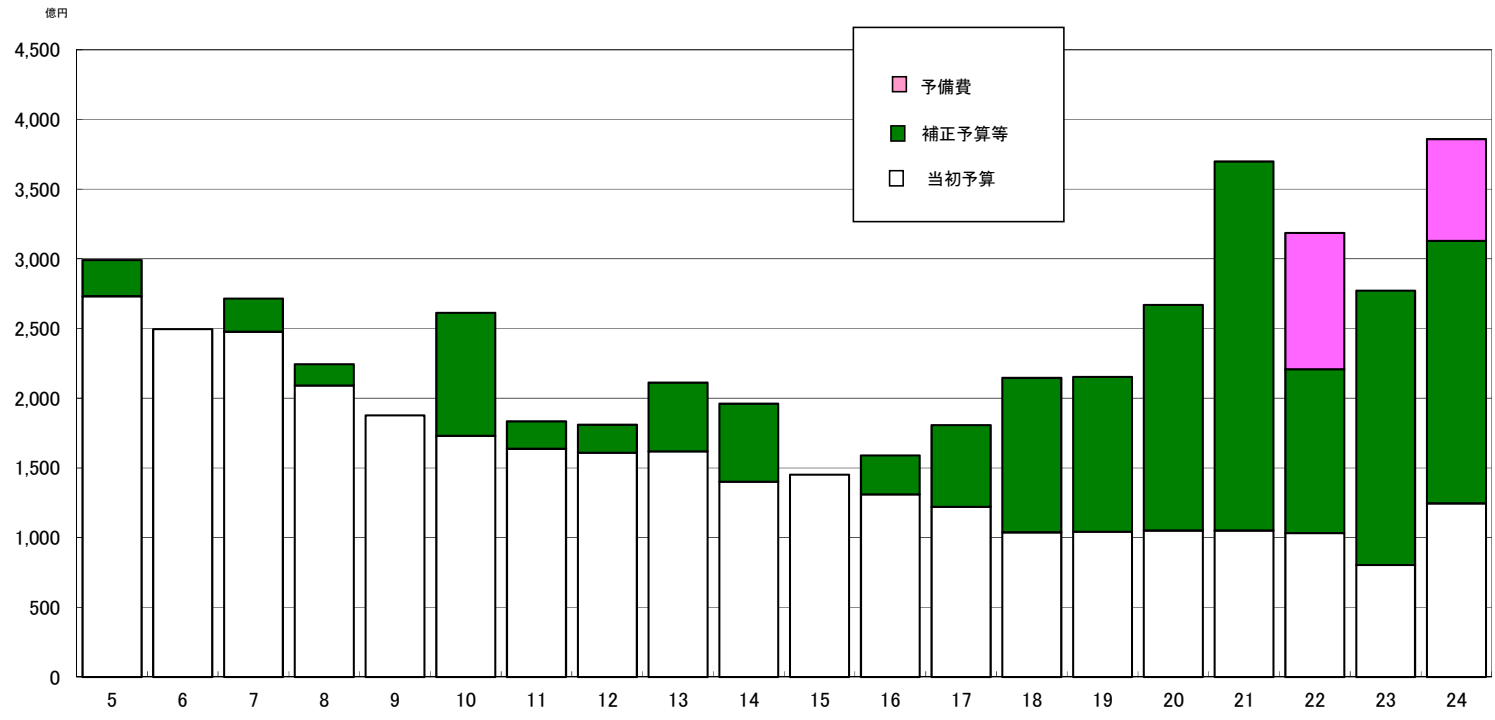

公立学校施設整備事業の概要

１．趣旨

学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」（施設費負担法）等に基づき、公立学校建物（公立小中学校、特別支援学校、幼稚園の校舎・体育館等）の施設整備に要する経費の一部を国庫補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

２．主な国庫補助事業・負担（算定）割合

事業名	負担（算定）割合	事業の内容
新増築	１／２	学校建物（校舎、体育館等）を新しく建設又は増築 （教室不足の解消、学校統合）
改築	１／２　（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性が高いもの（Is値0.3未満）のうち、やむを得ない理由により補強が困難なため行う場合
	１／３	（上記以外）
地震補強	２／３　（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性が高い（Is値0.3未満）場合
	１／２　（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性がある（Is値0.3～0.7）場合
大規模改造	１／３	エコ改修や老朽化に伴う補修など、既存の学校建物を建て替えずに改修
武道場	１／２（新築） １／３（改築）	中学校に柔道場、剣道場等を整備
太陽光発電等設置	１／２	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備
その他	１／３	屋外教育環境、学校プール、社会体育施設、学校給食施設　等

Is値：「構造耐震指標」（Seismic Index of Structure）建物の構造的な耐震性能を評価する指標。Is 値が大きいほど耐震性が高い。

改築事業の概要

１．危険改築

○　趣旨
　構造上危険な状態にある建物について、その改築に要する経費の一部を国庫補助し、公立学校における教育の円滑な実施を確保する。
○　補助要件（非木造建物の場合）
　建物の構造耐力、保存度及び外力条件を要因とする**耐力度調査（次頁参照）**の点数が、１０，０００点満点で４，５００点以下の建物（※）について、構造上危険な状態にある建物（危険建物）として判定する。
（※平成19年度までに耐力度の測定を行ったものについては５，０００点以下）
○　算定割合
　原則　１／３

２．不適格改築

○　趣旨
　教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるものについて、その改築に要する経費の一部を国庫補助し、教育条件の改善を図る。
○　補助要件
・耐震力不足建物（Ｉｓ値０．３未満等）
・全面改築又は適正配置条件を満たすもの
○　算定割合
　原則　１／３

耐力度調査について

概　要

公立学校施設における①建物の構造耐力、②経年による耐力低下、③立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価する。

耐力度点数　＝　①構造耐力　×　②保存度　×　③外力条件

①構造耐力の評価項目・・・水平耐力、剛性率、偏心率、コンクリート圧縮強度、層間変形角、基礎構造、構造使用材料
②保存度の評価項目　・・・経過年数、コンクリート中性化深さ及び鉄筋かぶり厚さ、鉄筋腐食度、不同沈下量、ひび割れ、火災による疲弊度
③外力条件の評価項目・・・地震地域係数、地盤種別、積雪寒冷地域、海岸からの距離

判定基準

所要の耐力度点数に達しないものは「構造上危険な状態にある建物」として、 危険改築事業の補助対象となる（地域・学校種別等により、500点の緩和措置あり）。

建物の構造	耐力度点数 （10,000点満点）
鉄筋コンクリート造 鉄骨造 補強コンクリートブロック造	4,500点以下（※）
木造	5,500点以下

※耐震診断の普及や耐震補強技術の進展から、耐震性能が低いことによる危険改築の要件を見直すこととし、平成18年度に500点の引き下げを行っている。

大規模改造（老朽）事業の概要【昭和58年度創設】

《目　的》

・経年により発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置
・教育環境の改善を図り、学校教育の円滑な実施に資するとともに、建物の耐久性の確保を図る

《対　象》

・建築後20年以上の建物
・外部及び内部の両方を同時に全面的に改造する工事
・建物全体の延べ床面積の約70%以上を改造する工事

《算定割合》

1／3（財政力指数が1.0を超える設置者にあっては 2／7）
下限額：7，000万円（学校単位）〔耐震補強工事と合併施行する場合は、耐震補強工事費を含む〕
上限額：2億円（過去急増市町村にあっては3億円）
※小規模校の場合（建物区分ごとに800㎡以下）下限額：1，000万円（学校単位）

《効　果》

・建築部材の老朽化に対応（改修）することで施設の安全性を確保する。（床の損傷による転倒事故防止等）
・教育内容、方法の変化に対応した改修を行うことにより、教育環境の改善が期待できる。

大規模改造（老朽）事業に関する制度の変遷

昭和５８年の制度創設以降、市町村の整備状況の実態等を踏まえ、国と地方の適切な役割分担の下、上下限額など対象事業の見直しを段階的に実施

昭和58年　大規模改修費　＜補助制度創設＞
（対象地域）
・離島、豪雪地帯、台風常襲地帯
　及び地震防災対策強化地域
（対象校）
・市町村立小学校、中学校、
　特別支援学校（小中学部）
（補助率）
・　1／3
（対象事業）
・非木造建物で建築後15年以上経過した建物
・下限　2,000万円　上限 1億円

昭和60年　（対象地域）
・地域制限を撤廃（全国を対象）
（補助率）
・ 2／7（財政力指数1.0を超える市町村）

昭和63年　大規模改造へと名称変更
（対象校）
・都道府県立特別支援学校（小中学部）を追加
（対象事業）
・小規模校の下限を緩和2,000万円→1,000万円

平成元年　（対象校）
・市町村立幼稚園を追加
（対象事業）
・木造建物で建築後15年以上経過した建物を追加
・下限額 400万円（幼稚園）

平成4年　（対象事業）
・建築後20年以上経過した建物　15年→20年
・下限　4,000万円　上限 1.5億円
（下限2,000万円→4,000万円
上限1億円→1.5億円）

平成7年　（対象事業）
・下限　5,000万円　上限 2億円
（下限4,000万円→5,000万円
上限1.5億円→2億円）

平成9年　（対象事業）
・下限　7,000万円
（下限5,000万円→7,000万円）

平成10年　（対象事業）
・上限 3億円（過去急増市町村に限る）

大規模改造（老朽：エコ改修）事業の概要【平成23年度創設】

《目　的》

・学校施設の老朽化が深刻であるため、老朽改修の実施が急務
・改正省エネ法に基づき作成した省エネ計画の達成が必要
・猛暑等の対策として、室内の温熱環境等の改善が必要
⇒環境に配慮した計画的・効率的な老朽改修を促進する。

《対　象》

建築後20年以上の建物

《算定割合》

1／3（財政力指数が1.0を超える設置者にあっては2／7）
下限額：7，000万円（地方公共団体単位）　かつ400万円以上（事業単位）
上限額：2億円（過去急増市町村にあっては3億円）
※小規模自治体の場合（小中学校数が6校以下）下限額：1，000万円（地方公共団体単位）　かつ400万円以上（事業単位）
※建物区分ごとに、老朽改修の工事費全体に占めるエコ改修の工事費の割合が50％以上となること。

《実施例》

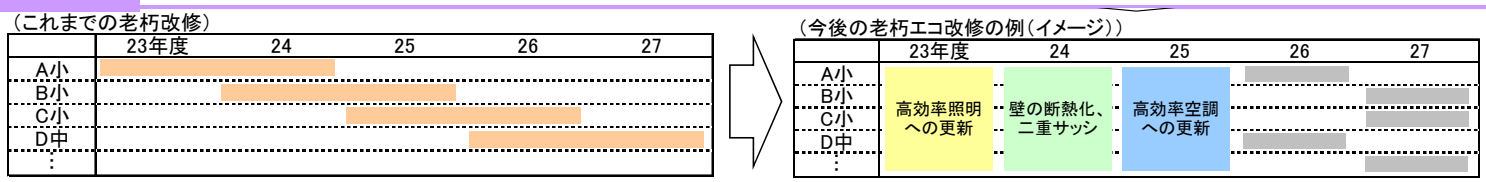

大規模改造（老朽：エコ改修）の創設により、分割して、計画的・効率的に改修することが可能に

《効　果》

・費用対効果の高いものから順次実施できる。
・多くの学校を同時に環境改善できる。
・一括発注によるコストダウンも可能。

老朽関連事業における地方財政措置(平成24年度)

※一般会計事業として実施する場合

○大規模改造事業（老朽）の財源内訳

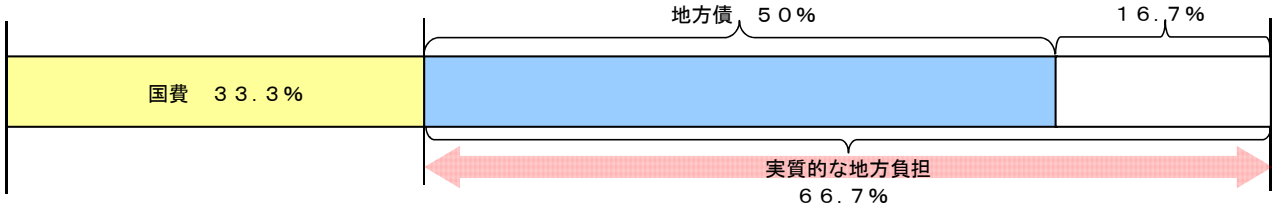

○改築事業の財源内訳

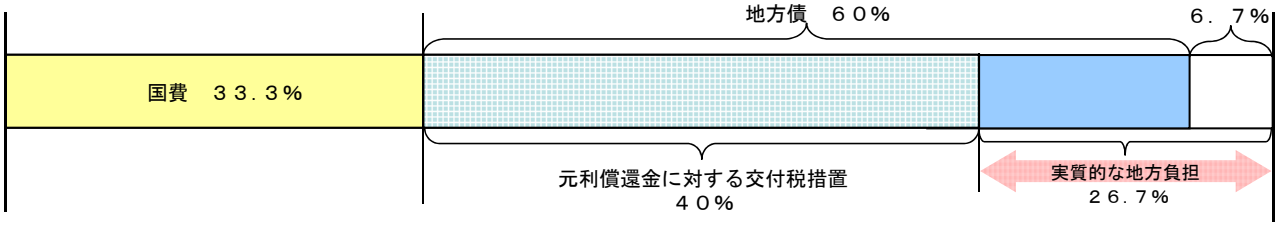

〔参考〕新増築事業の財源内訳

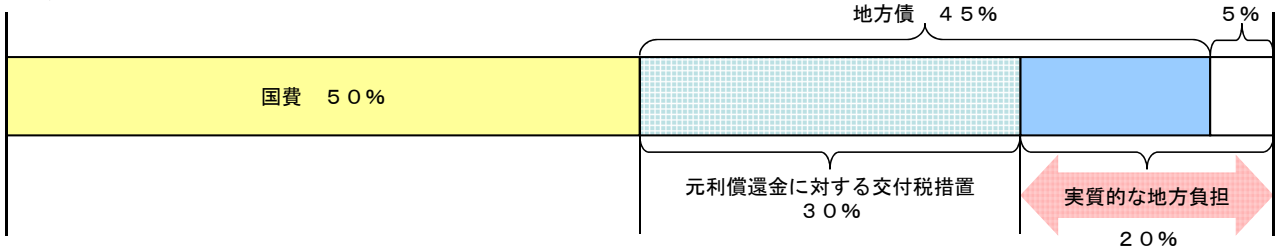

公立学校施設の維持管理に要する経費

１．趣旨

経常的に発生する建物の維持補修や小規模な改良については、設置者が自らの判断で適時・適切に行うものであるが、建物の維持管理に要する経費については、地方交付税等により所要の措置を講じている。

２．老朽した建物に対する措置

地方単独事業で実施される以下の事業に対しては地方債措置がなされる。

○対象事業
　建　物：建築後15年以上経過した、小中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小中学部）の校舎及び屋内運動場
　工　事：一部改造又は全面改造
　下限額：2，000万円以上
○起債充当率
　対象事業費の75％（元利償還金の30％を地方交付税措置）

３．建物の維持管理費に対する措置（平成２３年度）

維持管理に要する経費を地方交付税の単位費用に以下のとおり算定している。

○個別算定経費（建物等維持修繕費）
　小学校18学級につき、3，270千円
　中学校15学級につき、3，540千円
○包括算定経費（改修等事業費）※標準団体（人口10万人）の事業費として単位費用に積算
　小学校分　145，000千円
　中学校分　　67，000千円

老朽化対策に関する財政支援措置イメージ（標準的な規模の自治体・学校の場合。平成24年度）

国と地方の役割分担の観点から、原則として、事業費７，０００万円以上の大規模な事業を国庫補助対象、それ以外は地方単独事業としている。ただし、政策的な観点から各個別課題の推進に必要な事業については、一部、国による財政支援を実施

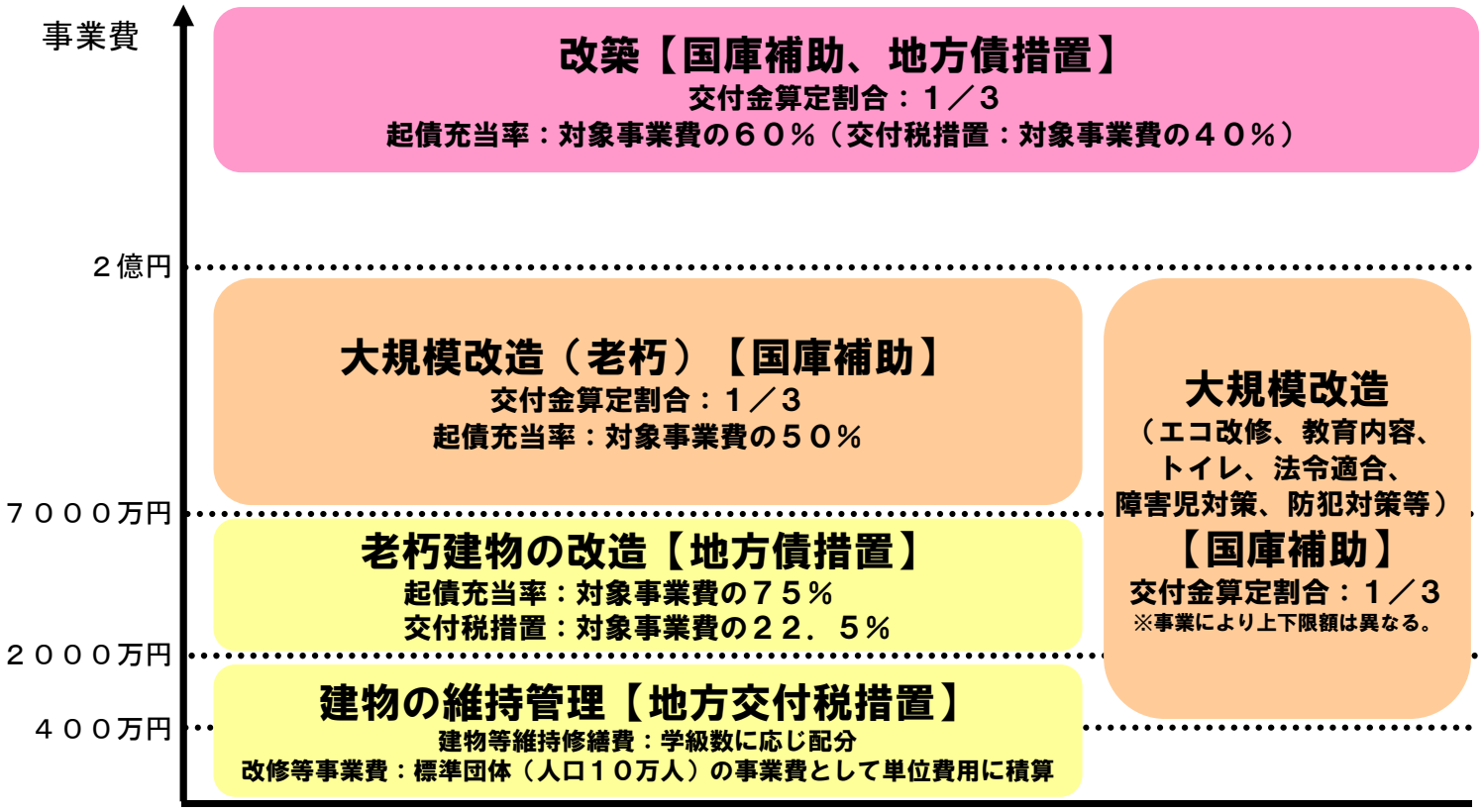

公立学校施設の必要面積

１．必要面積（国庫補助基準面積）

必要面積は、学習指導要領に即した学校教育の実施を確保する上で、必要となる標準的な面積を学校種別、建物種別ごとに定めたもの。

各学校設置者において、弾力的に多様な学校施設を整備することができるよう、教室等の個々の室の面積を定めたものではなく、学校規模に応じた総面積を定めている。

また、必要面積は教育内容・方法等の多様化等に伴う学習指導要領の改正等を踏まえ、所要の改善を図っている。

２．小・中学校校舎の必要面積の例（現行）

（温暖地）

学校種別	6学級	12学級	18学級	24学級
小学校	2，468㎡	3，881㎡	5，000㎡	6，038㎡
中学校	3，181㎡	5，129㎡	6，088㎡	7，390㎡

※多目的スペースを設置する場合は、上表の面積に小学校は１８．０％、中学校は１０．５％をそれぞれ加算できる。
※積雪寒冷地については、上表の面積に加算補正する。

（参考）学級数に応じた基準となった昭和３９年当時の必要面積の例

（温暖地）　→現行基準の概ね半分程度。

学校種別	6学級	12学級	18学級	24学級
小学校	1，009㎡	1，852㎡	2，645㎡	3，425㎡
中学校	1，324㎡	2，348㎡	3，340㎡	4，100㎡

エコスクール化の推進

●総合的な事業タイプの整備事例

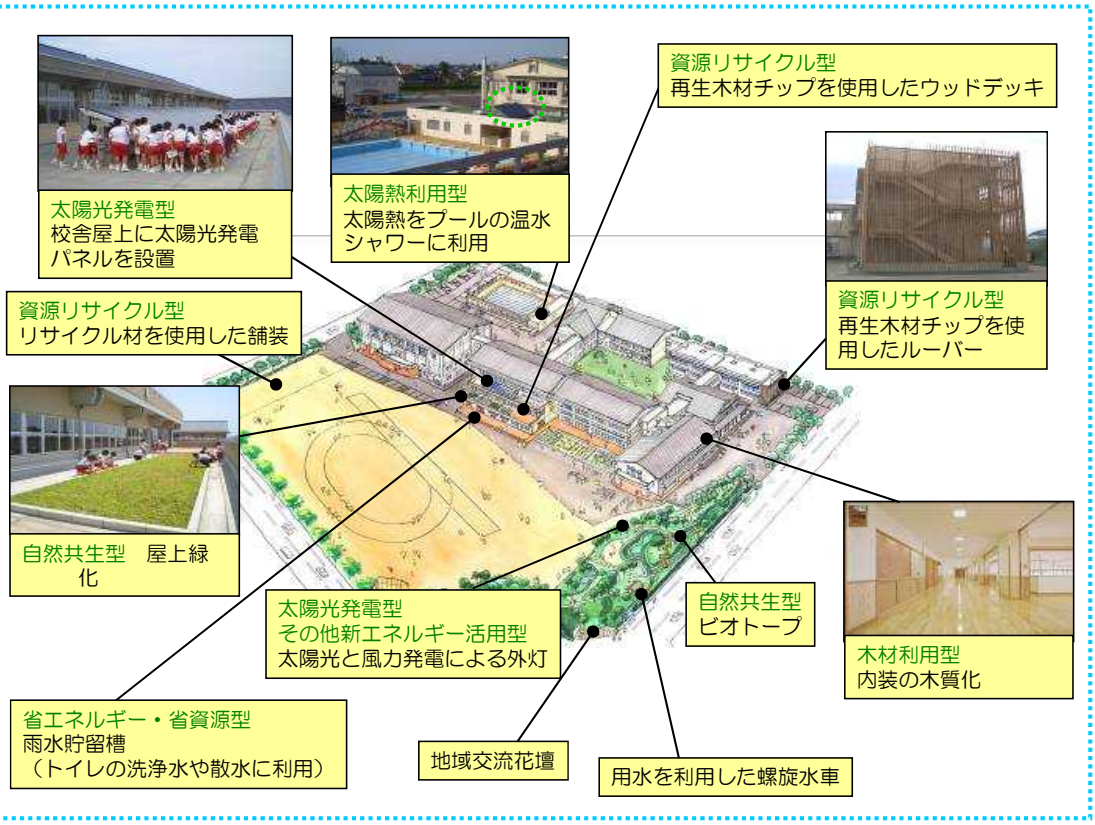

●その他の事業タイプの例

自然共生型

校庭芝生化

省エネルギー・省資源型

高効率照明器具
人感センサー
昼光センサー

節水型トイレ

断熱ガラス
二重サッシ

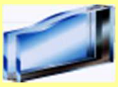

断熱材吹付

老朽設備更新

省エネ型空調機

エネルギー・
CO_2管理システム

●環境を考慮した学校施設（エコスクール）のパイロット・モデル事業の認定実績（平成２４年４月）

H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
18校	20校	20校	41校	58校	88校	97校	98校	101校	70校	79校	104校	157校	175校	134校	80校	1340校

近年の老朽化対策に関する報告書、取組事例、手引等の一覧

【エコスクール関係】

●環境に配慮した学校施設の整備推進のために（平成20年2月）
学校施設の居住環境や環境配慮に関する現状と課題を分析し、光熱水使用等における省資源・省エネルギーの取組の推進及び環境教育への効果を踏まえ、既存学校施設の改修等にあわせて実施できる環境配慮方策を提案。

●環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策について－低炭素社会における学校づくりの在り方－（最終報告）（平成21年3月）
地球温暖化対策を推進するため、新増改築だけでなく既存の学校施設を含めた全ての学校においてエコスクールづくりを目指すための基本的な考え方、具体的な推進方策等を提示。

●校舎のエコ改修の推進のために～モデルプランにおける環境対策のシミュレーション結果～（平成21年8月）
既存学校施設を対象に、耐震対策、老朽対策、質的改善とあわせて、環境に配慮した改修整備を行う3つのモデルプランを提示するとともに、各モデルプランにおけるCO_2削減効果、教室内環境の改善効果及び概算工事費について検証を実施。

●すべての学校でエコスクールづくりを目指して－既存学校施設のエコスクール化のための事例集－（平成22年5月）
既存学校施設の整備事業に取り組む際の基本的な考え方や手順及び学校設置者や個々の学校の先進的なエコスクールへの取組を紹介。

●校舎のエコ改修の推進のために　モデルプランにおける環境対策のシミュレーション結果（全国版）（平成22年11月）
平成21年8月に公表された2つの地域と3つのモデルプランにおける環境対策のシミュレーション結果に加えて、他の4つ地域において同様の検証を実施。

●エコスクール　環境を考慮した学校施設の整備推進　エコスクールパイロット・モデル事例集（平成23年2月）
環境を考慮した学校施設の整備を推進するため、エコスクールパイロット・モデル事業の具体的な事例を紹介。

●エコスクール推進のためのFAST［学校施設のCO2削減設計検討ツール］（Ver.2）操作マニュアル（平成24年6月）
地球温暖化対策を図るため、既存学校施設のエコ改修が課題となっている。どのような環境対策を実行すれば、どれだけのCO2排出量を削減できるかを瞬時に算出するプログラム。

【老朽化、評価関係】

●みんなの学校をながく・よく使い続けるアイデアー既存学校施設の有効活用に向けてー（平成17年3月）
既存学校施設を現代の教育方法・教育内容に対応させ、また、余裕教室等を学校以外の用途にも活用して、学校施設全体をながく・よく使い続けることを目的としたアイデア集。

●学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～（平成21年3月）
学校施設が抱える様々な課題の解決のためには、適切な評価が必要と考え、評価の目的、評価における学校と設置者の役割、評価の進め方、評価項目・指標等の参考事例及び評価結果に基づく改善・支援の考え方を示したもの。

●学校施設の評価事例集　学校施設がこんなによくなりました（平成22年3月）
学校施設の評価の取組を推進するため、日頃から、学校及び設置者が創意工夫して、学校施設の現状の把握と維持・改善を行っている事例について取りまとめた事例集。

●CASBEE学校　学校施設における総合的な環境性能評価手法マニュアル〔2010〕（平成22年9月）
既存建物や新築・改修整備する施設について、教室の快適性などの環境品質と温室効果ガスの排出などの環境負荷により建物の環境性能を総合的に評価するマニュアル。

●新たな学校施設づくりのアイディア集～充実した教育活動と豊かな学校生活のために～（平成22年1月）
新増改築や既存学校の改修の際に、学校が抱えている課題を解決するための参考資料。

公立学校施設に係る転用手続（財産処分手続）

原則

国庫補助を受けて整備した建物を転用する場合 ⇒ 補助金適正化法の規定により、文部科学大臣の承認（**財産処分手続**）が**必要**
本来、公立学校施設整備のために交付された補助金なので、補助目的外に転用する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要

ただし、以下の場合、財産処分手続は不要
- **国庫補助を受けずに整備した建物**を転用する場合
- 国庫補助を受けて整備した建物で、**処分制限期間の経過している建物**を転用する場合 （例：鉄筋コンクリート造の校舎＝47年）

公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化 ～文部科学省の取組～

文部科学省では、以下のとおり国庫補助金相当額の**国庫納付をほとんどの場合に不要**とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っている。
（平成20年6月に取扱通知を改正）

◎・・・新たな取扱い、☆・・・取扱範囲の拡大、○・・・従前からの取扱い

国庫補助事業完了後**10年以上経過**し、次のいずれかに該当

☆無償による財産処分（転用・貸与・譲渡・取壊し）（相手先は問わない）
＜報告で可＞ *（平成20年6月から）*
- 他の地方公共団体が使用するための無償貸与・無償譲渡
- 社会福祉法人、学校法人、民間事業者等へ無償貸与・無償譲渡

☆国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた上で、相手先を問わず、有償貸与・有償譲渡
（平成19年3月から（平成20年6月から、廃校以外も対象））

国庫補助事業完了後**10年未経過**で、次のいずれかに該当

◎耐震補強事業、大規模改造事業（石綿及びPCB対策工事に限る。）を実施した建物等の無償による財産処分
（平成20年6月から）

◎大規模改造事業（上記以外）で、補助後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分
（平成20年6月から）

◎市町村合併に伴う、学校統合等をした建物等の無償による財産処分 *（平成20年6月から）*
＜報告で可＞

○学校統合後等に地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与 *（平成16年4月から）*

財産処分制限期間

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間（年）	
	施設設備等名	財　産　名	構造規格等	①	②
公立学校施設整備費補助金等	公立文教施設	校舎	鉄筋コンクリート造	60	47
		屋内運動場	レンガ造，ブロック造，石造	45	38
		寄宿舎	鉄骨造	40	34
		教員宿舎	木造	24	22
		水泳プール		30	30
		冷暖房設備	冷凍機の出力が22kw以下のもの	13	13
			その他のもの	15	15
		ボイラー設備		15	15
		エレベータ		17	17

① 昭和60年3月5日文部省告示第28号に基づく，平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し，又は効用の増加した財産について適用する。
② 平成14年度3月25日文部科学省告示第53号に基づく，平成13年度以降の予算に係る補助事業等により取得し，又は効用の増加した財産から適用する。

～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト（平成２２年９月～）

廃校施設等の有効活用に当たっての課題

・廃校施設等の活用方法を検討しているが、活用先が見つからない（地方公共団体）
・廃校施設等を活用して事業をしたいが、活用できる廃校施設等が見つからない（活用希望者）

解決策

文部科学省による廃校施設等情報と活用ニーズのマッチング

地方公共団体

廃校施設等情報
・竣工年
・面積
・立地条件
・貸与・譲渡条件
・連絡先　等

活用の相談・応募

マッチング

個別の廃校施設等の情報提供・公募

活用希望者

・民間企業
・NPO法人
・保育所
・児童福祉施設
・老人福祉施設　等

分散している廃校施設等の情報を集約

文部科学省

HPで全国の廃校施設等情報を紹介
＝活用用途募集廃校施設等一覧

全国の廃校施設等の公募情報を網羅的に紹介

○文部科学省のHPに掲載することにより、各地方公共団体の廃校施設等が、全国の活用希望者に情報提供されるため、活用の選択肢が広がり、より地域の実情に応じた活用が図れる。（地方公共団体）
○全国の廃校施設等を網羅的に確認できることにより、より条件の合う廃校施設等の利用を検討することができる。（活用希望者）

●「みんなの廃校」プロジェクトにおいて転用が決定した廃校施設の例

都道府県名	設置者名	旧学校名	転用後施設
北海道	夕張市	幌南（こうなん）小学校	企業（リース業）倉庫
北海道	新冠町	美宇（びう）小学校	研修・交流施設
茨城県	利根町	利根（とね）中学校、布川（ふかわ）小学校	４年制大学

都道府県名	設置者名	旧学校名	転用後施設
長野県	富士見町	南中学校	工場
宮崎県	宮崎市	去川（さるかわ）小学校	体験交流施設
宮崎県	都城市	四家（しか）小学校	研究施設

4．文部科学省の取組

廃校活用例

主な活用用途	例	件数 H22	件数 H23
公民館・資料館等			**754**
社会教育施設	公民館、生涯学習センター等	594	608
文化施設	資料館、美術館等	131	146
社会体育施設			**802**
社会体育施設	スポーツセンター等	707	802
福祉施設・医療施設等			**337**
障害者福祉施設	自立支援施設、作業所等	64	73
保育所		32	35
児童福祉施設（保育所を除く）	子ども家庭支援センター等	31	33
放課後児童クラブ		31	40
放課後子ども教室		20	18
老人デイサービスセンター		31	36
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		22	28
その他老人福祉施設	小規模多機能ホーム、世代間交流センター等	58	60
医療施設		14	14
体験交流施設等			**300**
体験交流施設	自然体験施設、農業体験施設等	156	179
研修施設		78	90
宿泊施設（体験交流施設を除く宿泊施設）		25	31
庁舎等			**291**
庁舎等		194	210
備蓄倉庫		64	81
企業・創業支援施設・その他法人施設等			**181**
企業施設	工場、事務所等	91	122
創業支援施設	ベンチャー企業の拠点施設等	18	22
その他法人事務所等（企業・学校法人を除く）		31	37
住宅			**32**
住宅		27	32
大学施設			**25**
大学施設		24	25

（複数回答）

●秋田県大館市　旧山田小学校（生ハム工場）

●東京都世田谷区　旧池尻中学校（ものづくり学校）

●奈良県山添村　旧北野小学校（保育園）